

(参考3)

総財公第76号

平成17年8月25日

各都道府県総務部長
(行政改革担当課、財政担当課、市町村担当課扱い)
各都道府県企業管理者
各指定都市総務局長、財政局長
(行政改革担当課、財政担当課扱い)
各指定都市企業管理者
各企業団企業長
(都道府県・指定都市が加入するもの)

殿

総務省自治財政局公営企業課長

「地方公営企業の経営の総点検について」の一部改正について

地方公営企業の経営状況は全体として引き続き厳しい状況にあり、適切かつ効率的な事業運営の観点から、今後、より一層の経営改革と経営基盤の強化に取り組み、経営の健全化及び事業の活性化に努める必要があります。こうした状況を踏まえ、先般「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」(平成17年3月事務次官通知)において、地方公営企業についても、「集中改革プラン」の作成及び公表、給与・定員管理の適正化に努めること等を要請したところであります。

については、「地方公営企業の経営の総点検について」(平成16年4月13日付け総財公第33号総務省自治財政局公営企業課長通知)の一部を下記のとおり改正することとしたので通知します。

なお、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市町村並びに企業団及び関係一部事務組合(都道府県及び指定都市が加入するものを除く。)等に対しても周知し、適切な助言等を行われるようお願いいたします。

中期経営計画の策定

1. 基本的留意事項

中期経営計画の策定に当たっては、特に次の点に留意する必要がある。

- ・計画の位置付け(地方公共団体の総合計画、集中改革プラン等との整合性())を明示すること。
- ・事業へのニーズを的確に把握し、将来需要予測を明示すること。
- ・中期財政収支計画及び設備投資計画を明示すること。
- ・定員管理及び給与の適正化の目標、取組を明示すること。
- ・計画達成状況の公表時期及び方法を明示すること。
- ・経営基盤強化への取組を明示すること。
- ・民商的経営手法の導入についての方針を明示すること。
- ・計画的な経営の推進に当たって、中期経営計画だけでは判断のつかない要素がある場合には、長期の収支計画等を別に策定等することが望ましいこと。

集中改革プランとは、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(平成 17 年 3 月 29 日付け総務事務次官通知)第 1、1(2)に規定する「集中改革プラン」をいう。

また、集中改革プラン内に地方公営企業に係る部分を記載するか、本通知に基づく中期経営計画の作成により同計画を集中改革プランの地方公営企業に係る部分とするかについては、地方公共団体の判断事項とするが、後者の場合には、本中期経営計画において、特に定員管理及び給与の適正化の目標及び取組に係る事項を明示するとともに、概ね平成 21 年度までの計画とすること。

2. 中期経営計画昏の記載項目の例

中期経営計画への記載項目については、以下の例を参考にして、各地方公営企業において企業の実情に応じ計画を作成されたい。

ア 計画策定趣旨

- ・社会的背景、事業の現状、事業の課題、事業へのニーズ(サービス供給主体としての地方公営企業の存在意義)等

イ 事業運営の基本方針

- ・計画の位置付け(地方公共団体の総合計画、集中改革プラン等との整合性)、計画策定の期間(具体的スケジュールを明示)、事業運営の基本方針等
- なお、特にこの際の留意点として、経営基盤強化への取組に係る基本方針を示すこと及びアウトソーシング等民間的経営手法の導入等についての基本方針を示すこと

も必要である。

ウ 事業運営の目標

- ・収支改善に関する目標、定員管理及び給与の適正化に関する目標、サービス向上に関する目標、内部事務の効率化に関する目標、人材育成等に関する目標、目標となる業績評価の指標及び具体的数値等

エ 目標達成への取組

- ・収支改善に関する取組、定員管理及び給与の適正化に関する取組、サービス向上への取組、内部事務の効率化に関する取組、人材育成等に関する取組、民間的経営手法の導入についての方針等

オ 事業計画

- ・中期財政収支計画、定員管理及び給与の適正化に関する計画、将来需要予測、主要施策、設備投資計画、他会計からの繰入金等

カ 目標達成状況の評価等

- ・評価方法(業績評価手法及び具体的な指標等)、公表時期(各事業年度及び中期計画期間毎)、公表方法(情報公開様式を活用)等